

本市職員の懲戒処分の公表について

以下のとおり、本市職員の懲戒処分を2件行いましたので、公表いたします。

懲戒処分1

① 被処分職員

市長部局 30代男性職員

② 事案の概要

令和6年5月30日から8月2日までの間に、9日と3時間、正当な理由なく欠勤を行った。

※前回の処分と合わせると、通算17日と6時間の欠勤。

③ 処分内容

減給3月（給料月額額の10分の2）

※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

④ 処分年月日

令和6年8月16日

懲戒処分2

① 被処分職員

市長部局 40代男性職員

② 事案の概要

令和6年4月22日から8月7日までの間に、9日と0時間45分、正当な理由なく欠勤を行った。

③ 処分内容

減給1月（給料月額額の10分の1）

※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

④ 処分年月日

令和6年8月16日